

告 示

埼玉県選管告示第六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年十一月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

| 種 別 | 施設の開設主体及び名称 | 所 在 地 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------|
| 老人ホーム | HITOWAケアサービス株式会社 介護付有料老人ホーム イリーゼ西大宮 | 埼玉県さいたま市西区三橋 六丁目千二百三十五番一 |